○北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例

平成16年10月19日条例第89号

改正

平成17年３月31日条例第22号
平成17年10月18日条例第90号
平成28年３月31日条例第23号
平成29年12月18日条例第69号
令和４年10月18日条例第34号

北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例をここに公布する。

北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例

目次

第１章　総則（第１条）
第２章　指定管理者の指定の手続等（第２条―第12条）
第３章　指定管理者候補者選定委員会（第13条―第20条）
第４章　雑則（第21条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条第１項に規定する公の施設（以下「施設」という。）に係る指定管理者（法第244条の２第３項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

第２章　指定管理者の指定の手続等

（公募等）

第２条　知事、病院事業管理者及び教育委員会（以下「知事等」という。）は、指定管理者に施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募しなければならない。ただし、緊急の場合その他規則（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。）で定める場合は、公募によらず、指定管理者の候補者として適当な団体を指名し、次条の規定による申請を求めることができる。

（１）　施設の概要
（２）　申請の資格（以下「申請資格」という。）
（３）　申請を受け付ける期間（以下「申請期間」という。）
（４）　選定の方法及び基準
（５）　指定管理者に管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）
（６）　その他知事等が定める事項

２　知事等は、前項ただし書の規定により団体を指名するときは、当該団体に対し、前項各号に掲げる事項を明示して協議を行うものとする。

（申請）

第３条　指定管理者の指定を受けようとする団体は、次に掲げる書類を添えて申請期間内に知事等に申請しなければならない。

（１）　申請資格を有していることを証する書類
（２）　管理に係る業務の計画書（以下「業務計画書」という。）
（３）　管理に係る収支の計画書（以下「収支計画書」という。）
（４）　当該団体の財務の状況を示す書類
（５）　その他知事等が定める書類

（選定）

第４条　知事等は、前条の規定による申請があったときは、当該団体（申請資格を有するものに限る。以下「申請者」という。）について、次に掲げる選定の基準に照らして総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

（１）　正当な理由がない限り住民が施設を利用することを拒まないものであること及び住民が施設

を利用することについて不当な差別的取扱いをしないものであること。
（２） 業務計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。
（３） 業務計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること。
（４） 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。
（５） 前各号に掲げるもののほか、知事等が施設の性質又は目的に応じて定める基準

（指定管理者候補者選定委員会からの意見の聴取）

第５条　知事等は、申請資格及び前条第５号の基準を定めるとき、並びに同条の規定により指定管理者の候補者として団体を選定するときは、あらかじめ、第13条の規定により置かれた指定管理者候補者選定委員会の意見を聴かなければならない。

（指定管理者の指定）

第６条　知事等は、第４条の規定により指定管理者の候補者として選定された団体を法第244条の２第６項の規定による議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

（結果の通知等）

第７条　知事等は、前条の規定による指定を行ったときは、速やかに、その結果を申請者に通知しなければならない。

２　知事等は、前項の規定による通知を行ったときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。公表した事項に変更があったときも、同様とする。
（１） 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
（２） 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地
（３） 指定期間

（協定の締結）

第８条　第６条の規定により指定された指定管理者は、知事等と次に掲げる事項について施設の管理に関する協定を締結しなければならない。
（１） 管理に係る業務の内容に関する事項
（２） 道が支払うべき管理費用に関する事項
（３） 管理に係る業務を行うに当たって保有する個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第２条第１項に規定する個人情報をいう。）の保護に関する事項
（４） その他知事等が定める事項

（秘密保持義務）

第９条　指定管理者の役員（法人でない指定管理者にあっては、その構成員）及びその職員並びにこれらの者であった者は、施設の管理に係る業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

（原状回復義務等）

第10条　指定管理者は、その指定期間が満了したとき、又は第12条第２項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、速やかに、その管理しなくなった施設及び施設の設備等を原状に復さなければならない。ただし、知事等の承認を得たときは、この限りでない。

第11条　指定管理者は、故意又は過失によりその管理する施設又は施設の設備等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を道に賠償しなければならない。

（指示及び指定の取消し等）

第12条　知事等は、指定管理者が法令又は第８条の協定に違反したと認めるときその他施設の適正な管理のために必要と認めるときは、指定管理者に対し、必要な指示を行うことができる。

２　知事等は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
（１） 指定管理者が法令又は第８条の協定に違反したとき。
（２） 指定管理者が前項の指示に従わないとき。
（３） 前２号に掲げるもののほか、指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

３　知事等は、前項の規定により指定を取り消したとき、又は期間を定めて管理に係る業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

第３章　指定管理者候補者選定委員会

（設置）

第13条　第５条の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議を行うため、一の施設について、知事の所管する施設にあっては知事の附属機関、病院事業管理者の所管する施設にあっては病院事業管理者の補助組織（地方公営企業法第14条の規定により設置される組織をいう。第15条第２項において同じ。）、教育委員会の所管する施設にあっては教育委員会の附属機関として、一の指定管理者候補者選定委員会（次条第１項を除き、以下この章において「委員会」という。）を置く。この場合において、北海道営住宅条例（平成９年北海道条例第11号）第２条第６号に規定する道営住宅等（次条第２項において「道営住宅等」という。）は、一の施設とみなす。

２　前項の規定にかかわらず、２以上の施設が隣接し又は近接し、かつ、これらの施設が一体的に管理されることにより効率的な管理が図られると認められる場合には、第５条の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議を行うため、当該２以上の施設について、知事又は教育委員会の附属機関として、一の委員会を置く。

（名称）

第14条　指定管理者候補者選定委員会の名称は、「指定管理者候補者選定委員会」の前に当該施設の名称を冠するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、前条第１項の規定により道営住宅等について置かれる委員会の名称は、道営住宅指定管理者候補者選定委員会とする。

（組織）

第15条　委員会は、委員５人以内で組織する。

２　委員は、学識経験を有する者その他知事、病院事業管理者又は教育委員会が適当と認める者のうちから、知事の附属機関にあっては知事が、病院事業管理者の補助組織にあっては病院事業管理者が、教育委員会の附属機関にあっては教育委員会が任命する。

３　委員の任期は、前項の規定による任命の日から第６条の規定による指定の日までとする。

（委員長及び副委員長）

第16条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長及び副委員長は、委員が互選する。

３　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第17条　委員会の会議は、委員長が招集する。

２　委員会は、委員の２分の１以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（委員の除斥）

第18条　委員は、自己、配偶者又は３親等以内の親族が利害関係を有する申請者に関する調査審議に加わることができない。

（秘密保持義務）

第19条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委員長への委任）

第20条　この章に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

第４章　雑則

（知事等への委任）

第21条　この条例（前章を除く。）の施行に関し必要な事項は、知事等が定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（北海道情報公開条例の一部改正）

２　北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附　則（平成17年３月31日条例第22号抄）

（施行期日）

1　この条例は、平成17年４月１日から施行する。（後略）

附　則（平成17年10月18日条例第90号抄）

（施行期日）

1　この条例は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（平成28年３月31日条例第23号）

この条例は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成29年12月18日条例第69号）

この条例中第１条の規定は平成30年４月１日から、第２条の規定は公布の日から施行する。

附　則（令和４年10月18日条例第34号抄）

（施行期日）

1　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

○北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

平成16年11月26日規則第125号

改正

平成16年12月28日規則第136号
平成17年３月４日規則第２号
平成17年３月31日規則第27号
平成22年３月31日規則第45号
平成28年３月31日規則第38号
令和３年３月31日規則第34号
令和８年３月31日規則第26号

北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則をここに公布する。

北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年北海道条例第89号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（公募等）

第２条　知事は、条例第２条第１項本文の規定による公募をするときは、次に掲げる方法により同項各号に掲げる事項を明示するものとする。

（１）　インターネットの利用

（２）　本庁、総合振興局若しくは振興局の庁舎又は公募の対象となる道が設置した地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条第１項に規定する公の施設（以下「公の施設」という。）における資料の配布

（３）　前２号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法

２　条例第２条第１項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

（１）　条例第２条第１項本文の規定による公募をした場合であって、次に掲げる場合

ア　条例第３条の規定による申請がなかった場合

イ　条例第４条の規定による審査の結果、同条各号に掲げる選定の基準に適合する団体がなかった場合

ウ　条例第４条の規定により指定管理者の候補者として選定した団体を指定することが不可能となり、又は指定することが著しく不適当と認められる事情が生じた場合

（２）　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第４項に規定する選定事業によりその全部又は一部を整備した公の施設について、同条第５項に規定する選定事業者に、当該公の施設の管理を行わせようとする場合

（３）　道が設置する公の施設に隣接し、又は近接して、市町村又は法第284条第１項に規定する地方公共団体の組合（以下「市町村等」という。）が設置し、かつ、当該市町村等又は他の市町村等が管理する施設がある場合であって、当該市町村等又は他の市町村等がこれらの施設を一体的に管理することにより道が設置する公の施設に係る効率的な管理又は利用者の利便の向上が図られると認められる場合

（４）　公の施設における調査研究、相談又は技術指導等の業務に係る専門的知識を有する者が所属する特定の団体に当該公の施設の管理を行わせることが当該公の施設の設置の目的を達成するために効果的であると認められる場合

３　条例第２条第１項第３号の申請期間は、公募を開始する日から起算して40日以上としなければならない。ただし、同項ただし書の場合は、この限りでない。

４　条例第２条第１項第６号の知事が定める事項は、次に掲げる事項とする。

（１）　道が指定管理者に支払うべき管理の費用の基準となる額

（２）　指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

（３）　法第244条の２第８項に規定する利用料金に関する事項（同項の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合に限る。第８条第６号において同じ。）

（４）　条例第３条各号に掲げる書類の具体的内容

（５）　第10条第１項に規定する管理の目標

（６） その他知事が必要と認める事項

（申請）

第３条　条例第３条の規定による申請は、別記第１号様式の申請書を提出して行うものとする。

２　条例第３条第５号の知事が定める書類は、次に掲げる書類とする。

（１） 定款、寄附行為、規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を示す書類

（２） 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

（３） その他知事が必要と認める書類

３　第１項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

（審査）

第４条　知事は、条例第４条の規定による審査を行うに当たっては、公の施設ごとに同条各号に掲げる基準に基づき具体的な審査の項目を定めるものとする。

（欠格事項）

第５条　知事は、条例第４条に規定する申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請者を指定管理者の候補者として選定し、又は指定管理者として指定してはならない。

（１） 当該団体の責めに帰すべき事由により道又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない団体

（２） 当該団体の役員（法人でない団体にあっては、当該団体の代表者）のうち次のいずれかに該当する者がある団体

ア　公の施設の管理を行うために必要な契約等を締結する行為能力を有しない者

イ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ　道における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者

（３） 破産手続開始の決定を受けた法人又は清算法人

（４） 次に掲げる者が、取締役、監査役、支配人、理事又はこれらに準ずる者の地位にある法人

ア　道の知事

イ　道議会の議員

（指定管理者の指定に係る公表）

第６条　条例第７条第２項又は条例第12条第３項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。この場合において、第２号の方法により条例第７条第２項の規定による公表をするときは、条例第４条の規定による審査の経過及び選定の結果についても公表するものとする。

（１） 当該公の施設における掲示

（２） インターネットの利用

（３） 前２号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法

（変更事項の届出）

第７条　指定管理者は、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地に変更があったときは、別記第２号様式により、遅滞なく、知事に届け出なければならない。

２　前項の規定による届出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

（協定の締結）

第８条　条例第８条第４号の知事が定める事項は、次のとおりとする。

（１） 再委託の禁止等に関する事項

（２） 関係法令等の遵守に関する事項

（３） 事故発生時の報告等に関する事項

（４） 公の施設の維持補修に係る責任の分担及び公の施設の管理に伴い取得した物品等に関する事項

（５） 管理の業務に係る経理の区分並びに帳簿等の整備及び保管に関する事項

（６） 利用料金に関する事項

（７） 第10条第１項に規定する管理の目標に関する事項

（８） 北海道行政手続条例（平成７年北海道条例第19号）第13条の規定により指定管理者が行う意

見陳述のための手続に関する事項
（９） その他知事が必要と認める事項
（事業報告書の提出）
第９条　指定管理者は、法第244条の２第７項の事業報告書（以下「事業報告書」という。）を毎年度終了後30日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において条例第12条第２項の規定により指定を取り消されたときは､指定を取り消された日から起算して30日以内に､同日までの事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。
（１） 管理に係る業務の実施状況及び当該公の施設の利用状況に関する事項
（２） 使用料又は利用料金の収入の実績に関する事項
（３） 管理に係る経費の収支状況に関する事項
（４） 次条第１項に規定する管理の目標に係る達成状況に関する事項
（５） その他知事が必要と認める事項
２　前項の事業報告書の様式は、別記第３号様式とする。
３　知事は、第１項の事業報告書の提出を受けたときは、同項各号の事項について審査し、必要な指示等を行うものとする。
４　第１項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。
（管理の目標）
第10条　知事は、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、当該公の施設の設置の目的を効果的に達成するため、指定管理者が当該指定期間に管理に係る業務を通じて住民に提供すべきサービスその他の業務の質の向上に関する目標(以下｢管理の目標｣という。）を定めなければならない。
２　知事は、条例第４条の規定により選定を行うときは、同条第２号の基準に基づき、申請者の業務計画書の内容が、管理の目標を達成するために適切かつ効果的なものであるかどうかを審査するものとする。
３　知事は、指定管理者に管理を行わせる公の施設ごとに、管理の目標に係る達成状況に関する事項について把握し、定期にこれを公表するとともに、指定管理者がその管理する公の施設に係る管理の目標を円滑に達成できるよう、指定管理者に対する指示等を行うものとする。

附　則

（施行期日）
１　この規則は、公布の日から施行する。
（北海道行政手続条例施行規則の一部改正）
２　北海道行政手続条例施行規則（平成７年北海道規則第67号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）

附　則（平成16年12月28日規則第136号）

１　この規則は、平成17年１月１日から施行する。
２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附　則（平成17年３月４日規則第２号）

１　この規則は、平成17年３月７日から施行する。
２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附　則（平成17年３月31日規則第27号）

１　この規則は、平成17年４月１日から施行する。
２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附　則（平成22年３月31日規則第45号抄）

（施行期日）

１　この規則は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成28年３月31日規則第38号）

この規則は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（令和３年３月31日規則第34号抄）

（施行期日）

１　この規則は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附　則（令和８年３月31日規則第26号）

（施行期日）

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

別記第１号様式（第３条関係）

指定管理者指定申請書

年　　月　　日

北海道知事　様

申請者
主たる事務所の所在地
名　　称
代表者職氏名
電話番号

北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第３条の規定により、次のとおり指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

１　公の施設の名称

２　公の施設の所在地

添付書類

１　申請資格を有していることを証する書類
２　業務計画書
３　収支計画書
４　申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度の申請者に関する事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録その他財務の状況を明らかにする書類
５　定款、寄附行為、規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を明らかにする書類
６　法人にあっては、登記事項証明書
７　その他知事が指定する書類

（日本産業規格　Ａ４）

別記第２号様式（第７条関係）

変　更　届　出　書

年　月　日

北海道知事　様

申請者
主たる事務所の所在地
名　　称
代表者職氏名
電 話 番 号

次のとおり変更したので、北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第７条の規定により、届け出ます。

記

管理を行っている施設の名称		
変　更　の　内　容	変更前	
	変更後	
変　更　年　月　日	年　月　日	

注　登記簿謄本等変更を証する書類を添付すること。

（日本産業規格　Ａ４）

別記第３号様式（第９条関係）

事　業　報　告　書

年　月　日

北海道知事　様

申請者
主たる事務所の所在地
名　　称
代表者職氏名
電 話 番 号

北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第９条の規定により、次のとおり　　年度事業報告書を提出します。

記

1　公の施設の名称

2　管理に係る業務の実施状況及び当該公の施設の利用状況に関する事項

3　使用料又は利用料金の収入の実績に関する事項

4　管理に係る経費の収支状況に関する事項

5　管理の目標の達成状況に関する事項

6　その他知事が必要と認める事項

注　記載事項を欄内に記入できないときは、別紙に記載し、添付すること。

（日本産業規格　Ａ４）

○北海道立地域食品加工技術センター条例

平成６年３月31日条例第５号

改正

平成９年４月３日条例第34号
平成12年３月29日条例第59号
平成16年３月31日条例第41号
平成17年10月18日条例第102号
平成20年３月31日条例第38号
平成24年３月30日条例第41号
平成26年３月28日条例第43号
平成28年３月31日条例第51号
平成31年３月15日条例第29号
令和２年３月31日条例第38号
令和６年３月29日条例第35号

北海道立地域食品加工技術センター条例をここに公布する。

北海道立地域食品加工技術センター条例

（設置）

第１条　地域における食品加工技術の高度化を促進し、北海道の食品工業の発展に寄与するため、北海道立地域食品加工技術センター（以下「技術センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第２条　技術センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センター	北見市
北海道立十勝圏地域食品加工技術センター	帯広市

（事業）

第３条　技術センターは、次の事業を行う。

（１）　技術センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）を一般の利用に供すること。

（２）　食品加工に関する依頼による試験及び分析を行うこと。

（３）　その他設置の目的を達成するために必要な事業

（指定管理者による管理）

第４条　技術センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定による指定を受けた法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第５条　指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

（１）　第３条第１号及び第３号に掲げる事業に関すること。

（２）　第８条第１項の承認に関すること。

（３）　施設等の維持管理に関すること。

（４）　その他知事が定める業務

（開館時間）

第６条　技術センターの開館時間は、午前９時から午後５時までとする。ただし、指定管理者は、技術センターの管理運営上必要があると認めるときは、知事の承認を得て、臨時に開館時間を変更することができる。

（休館日）

第７条　技術センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、技術センターの管理運営上必要があるときその他特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、休館日に開館し、又は臨時に休館することができる。

（１）　日曜日及び土曜日

（２）　国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

（３）　１月２日、同月３日及び12月29日から同月31日まで

（使用の承認）
第８条　技術センター施設等を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。
２　指定管理者は、前項の承認をする場合において、技術センターの管理運営上必要があると認めるときは、同項の承認に条件を付することができる。
（承認の基準）
第９条　指定管理者は、技術センターの施設等を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第１項の承認をしてはならない。
（１）　利用の目的が技術センターの設置の目的に反するとき。
（２）　技術センターの秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
（３）　施設等を損傷するおそれがあるとき。
（４）　その他技術センターの管理運営上支障があると認められるとき。
（変更の承認）
第10条　第８条第１項の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の内容を変更しようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。
２　第８条第２項及び前条の規定は、前項の承認について準用する。
（承認の取消し等）
第11条　指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第８条第１項の承認（前条第１項の承認を受けたときは、その変更後のもの。次項において同じ。）を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。
（１）　この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
（２）　虚偽の申請その他不正な手段により第８条第１項又は前条第１項の承認を受けたとき。
（３）　第８条第２項（前条第２項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反したとき。
２　指定管理者は、施設等の維持管理上その他公益上やむを得ない事態が発生したときは、第８条第１項の承認を取り消し、又はその条件を変更することができる。
（利用料金）
第12条　利用者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納めなければならない。
２　前項の規定により指定管理者に納められた利用料金は、指定管理者の収入とする。
３　利用料金の額は、別表第１に定める額の範囲内において、指定管理者が知事の承認を受けて定める。これを変更しようとするときも、同様とする。
４　知事は前項の承認をしたときは、その承認をした利用料金の額を告示しなければならない。
５　指定管理者は、既に収受した利用料金を還付しないものとする。ただし、指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。
６　指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減免することができる。
（手数料）
第13条　技術センターに試験若しくは分析を依頼する者又はその成績書の謄本の交付を受けようとする者は、規則で定めるところにより、手数料を納めなければならない。
２　手数料の額は、別表第２の範囲内で規則で定める。
（減免）
第14条　知事は、特別の理由があると認めたときは、手数料を減免することができる。
（指定管理者の指示等）
第15条　指定管理者は、技術センターの秩序の維持及び施設等の管理運営上必要があると認めるときは、利用者に対しその利用に関し指示をし、又は利用中の場所に従業員を立ち入らせ、利用の状況を調査させることができる。
（知事による管理）
第16条　第４条の規定にかかわらず、知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、技術センターの管理に係る業務を行うことができる。
２　前項の規定により知事が技術センターの管理に係る業務を行う場合においては、第６条ただし書及び第７条ただし書中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「ときは、知事の承認を得て」とあ

るのは「ときは」と、第８条、第９条、第10条第１項及び第11条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第12条第１項中「その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「別表第１に定める額の範囲内において知事が定める額の使用料」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と、同条第５項及び第６項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、前条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「従業員」とあるのは「職員」とし、第12条第２項から第４項までの規定は、適用しない。

（規則への委任）

第17条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、平成６年４月１日から施行する。

附　則（平成９年４月３日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成12年３月29日条例第59号）

この条例は、平成12年４月１日から施行する。

附　則（平成16年３月31日条例第41号）

１　この条例は、平成16年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の日前に使用の承認の申請がされている同日以後の北海道立地域食品加工技術センターの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附　則（平成17年10月18日条例第102号）

１　この条例は、平成18年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に知事に対してなされた施行日以後の北海道立地域食品加工技術センター（以下「技術センター」という。）の使用に係る申請でこの条例の施行の際知事の承認がなされていないもの又は施行日前に知事がした施行日以後の技術センターの使用に係る承認は、施行日以後においては、この条例による改正後の北海道立地域食品加工技術センター条例第８条第１項の規定により指定管理者に対してなされた申請又は指定管理者がした承認とみなす。

附　則（平成20年３月31日条例第38号）

この条例は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成24年３月30日条例第41号）

この条例は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（平成26年３月28日条例第43号）

この条例は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成28年３月31日条例第51号）

この条例は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成31年３月15日条例第29号）

この条例は、平成31年10月１日から施行する。

附　則（令和２年３月31日条例第38号）

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和６年３月29日条例第35号）

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

別表第１（第12条関係）

１　試験、研究又は分析のための機器を利用する場合　１台１時間以内80円以上14,400円以下、１時間を超えるときはその超える時間１時間につき4,500円以下

２　研修室を利用する場合　１時間につき3,020円以下

備考

利用時間が１時間未満であるとき又は利用時間に１時間未満の端数の時間があるときは、当該時間については、１時間として計算するものとする。

別表第２（第13条関係）

１　試験　１件につき2,500円以上12,400円以下

２　分析　１件につき4,650円以上71,200円以下

３　成績書謄本　１通につき590円以下

○北海道立地域食品加工技術センター条例施行規則

平成６年３月31日規則第40号

改正

平成６年10月28日規則第109号
平成９年４月３日規則第60号
平成10年３月24日規則第22号
平成12年３月29日規則第122号
平成16年３月31日規則第52号
平成17年10月28日規則第120号
平成20年３月31日規則第21号
平成24年３月30日規則第25号
平成26年３月28日規則第25号
平成28年３月31日規則第48号
令和元年９月24日規則第27号
令和２年３月31日規則第30号
令和３年３月31日規則第34号
令和６年３月29日規則第23号

北海道立地域食品加工技術センター条例施行規則をここに公布する。

北海道立地域食品加工技術センター条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、北海道立地域食品加工技術センター条例（平成６年北海道条例第５号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（入館者の遵守事項）

第２条　入館者は、北海道立地域食品加工技術センター（以下「技術センター」という。）の利用につき、条例、この規則及び条例第４条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指示に従うほか、特に次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）　施設、機器等を汚損し、若しくは破損し、又はそれらのおそれのある行為をしないこと。

（２）　他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。

２　指定管理者は、入館者が前項の規定に違反し、技術センターの管理運営上支障があると認めたときは、当該入館者について、技術センターの利用を制限し、又は退館させることができる。

（利用料金の額の承認）

第３条　指定管理者は、条例第12条第３項の規定により利用料金の額について知事の承認を受けようとするときは、別記第１号様式の利用料金承認申請書を知事に提出しなければならない。

２　前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

（利用料金の還付の基準）

第４条　条例第12条第５項ただし書の規則で定める基準は、次に掲げる場合について、同条第１項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）の全部又は一部を還付することができることとする。

（１）　条例第８条第１項の承認を受けた者の責めに帰することができない理由によって利用が不可能になった場合

（２）　条例第11条第２項の規定により利用の承認を取り消した場合

（利用料金の減免の基準）

第５条　条例第12条第６項の規則で定める基準は、知事が特別な理由があると認める場合に、利用料金を減免することができることとする。

（依頼試験等の手続）

第６条　技術センターに試験又は分析を依頼する者（以下「依頼者」という。）は、別記第２号様式の試験分析依頼書に知事が指定する数量の現品を添えて、知事に申し込まなければならない。

２　前項の規定による申込みは、同項の知事が指定する数量の現品を除き、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

（手数料）
第７条　条例第13条第２項の手数料の額は、別表のとおりとする。
（成績書の交付）
第８条　知事は、依頼に係る試験又は分析が完了したときは、別記第３号様式の成績書を依頼者に交付するものとする。
２　前項の成績書の謄本の交付を受けようとする者は、別記第４号様式の成績書謄本交付申請書を知事に提出しなければならない。ただし、試験分析依頼書に併記してこれに代えることができる。
３　前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。
（依頼現品の返還等）
第９条　試験又は分析のために提出された現品は、返還しない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。
２　前項ただし書の規定による現品の返還に必要な費用は、依頼者が負担しなければならない。
（手数料の納付）
第10条　依頼者又は成績書の謄本の交付を受けようとする者は、試験分析依頼書又は成績書謄本交付申請書を提出する際に、手数料を納めなければならない。
（知事による管理）
第11条　条例第16条第１項の規定により知事が技術センターの管理に係る業務を行う場合においては、第２条第１項中「条例第４条に定める指定管理者（以下「指定管理者」という。）」とあるのは「知事」と、同条第２項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第４条中「同条第１項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「条例第16条第２項の規定により読み替えられた条例第12条第１項の使用料（以下「使用料」という。）」と、第５条中「利用料金」とあるのは「使用料」とする。

附　則

この規則は、平成６年４月１日から施行する。

附　則（平成６年10月28日規則第109号）

この規則は、平成６年11月１日から施行する。

附　則（平成９年４月３日規則第60号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成10年３月24日規則第22号）

１　この規則は、平成10年４月１日から施行する。
２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

附　則（平成12年３月29日規則第122号）

この規則は、平成12年４月１日から施行する。

附　則（平成16年３月31日規則第52号）

１　この規則は、平成16年４月１日から施行する。
２　この規則の施行の日前に使用の承認の申請がされている同日以後の北海道立地域食品加工技術センターの使用に係る使用料については、なお従前の例による。
３　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道立地域食品加工技術センター条例施行規則に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道立地域食品加工技術センター条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間必要な調整をして使用することを妨げない。

附　則（平成17年10月28日規則第120号）

この規則は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（平成20年３月31日規則第21号）

この規則は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成24年３月30日規則第25号）

１　この規則は、平成24年４月１日から施行する。
２　この規則の施行の日前に申込みがされた試験及び分析に係る手数料の額については、なお従前の

例による。

附　則（平成26年３月28日規則第25号）

この規則は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成28年３月31日規則第48号）

１　この規則は、平成28年４月１日から施行する。

２　この規則の施行の日前に申込みがされた試験及び分析に係る手数料の額については、なお従前の例による。

附　則（令和元年９月24日規則第27号）

１　この規則は、令和元年10月１日から施行する。ただし、別記第１号様式から別記第４号様式までの改正規定は、公布の日から施行する。

２　この規則の施行の日前に申込みがされた試験及び分析に係る手数料の額については、なお従前の例による。

附　則（令和２年３月31日規則第30号）

１　この規則は、令和２年４月１日から施行する。

２　この規則の施行の日前に申込みがされた試験及び分析に係る手数料の額については、なお従前の例による。

附　則（令和３年３月31日規則第34号抄）

（施行期日）

１　この規則は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附　則（令和６年３月29日規則第23号）

１　この規則は、令和６年４月１日から施行する。

２　この規則の施行の日前に申込みがされた試験及び分析に係る手数料の額については、なお従前の例による。

別表（第７条関係）

１　試験を依頼する場合

区分	手数料	
一般生菌数	１件ごとに	11,200円
大腸菌群	同	11,200円
耐熱性菌数	同	12,400円
乳酸菌数	同	10,300円
真菌数（カビ、酵母）	同	11,500円
嫌気性菌数（ＧＡＭ培地）	同	11,900円
大腸菌	同	10,300円
ブドウ球菌	同	10,300円
腸炎ビブリオ菌	同	10,500円
サルモネラ菌	同	10,500円
水分活性測定	同	5,200円
糖度測定	同	2,500円
ｐＨ測定	同	2,550円
粘度測定	同	10,300円
色測定	同	3,800円
比重測定	同	5,100円
屈折率測定	同	5,050円
異物検査	同	5,100円
普通物性測定	同	8,200円

その他の試験	1件ごとに2,500円以上12,200円以下の範囲内で知事の定める額

2　分析を依頼する場合

区分	手数料	
灰分分析	1件ごとに	4,700円
水分分析（絶乾法）	同	4,650円
たんぱく質分析	同	8,500円
脂質分析	同	7,950円
繊維分析	同	10,900円
食塩分析	同	7,850円
アルコール分析	同	7,800円
脂肪酸組成分析	同	50,200円
アミノ酸組成分析	同	71,200円
有機酸分析	同	39,100円
無機質分析	同	9,200円
添加物分析（簡易）	同	12,300円
添加物分析（複雑）	同	22,200円
水溶性ビタミン分析	同	16,600円
脂溶性ビタミン分析	同	22,200円
食物繊維分析	同	61,400円
普通分析	同	8,350円
糖類分析	同	14,800円
無脂乳固形分分析	同	12,900円
乳脂肪分分析	同	5,400円
その他の分析	1件ごとに4,650円以上71,200円以下の範囲内で知事の定める額	

3　成績書謄本の交付を受けようとする場合

成績書謄本　1通につき590円

別記第１号様式（第３条関係）

利用料金承認申請書

年　　月　　日

北海道知事　様

主たる事務所の所在地
指定管理者の名称
代表者の氏名

北海道立地域食品加工技術センターの利用料金の額を次のとおり定めることについて承認を受けたいので、北海道立地域食品加工技術センター条例第12条第３項の規定により、申請します。

区　　分	利用料金の額（円）	備　　考

（日本産業規格　Ａ４）

別記第２号様式（第６条関係）

試　験　分　析　依　頼　書

年　　月　　日

北海道知事　様

住　　所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

申請者

氏　　名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

電話番号（　　）　　局　　番

北海道立地域食品加工技術センター条例施行規則第６条の規定により、次のとおり試験（分析）を依頼します。

記

１　現品の品目及び数量	
２　依　　頼　　内　　容	
３　成績書の謄本の必要部数	部
４　備　　考	

（日本産業規格　Ａ４）

別記第３号様式（第８条関係）

成　　績　　書

第　　号

年　　月　　日

様

北海道知事　　㊞

年　　月　　日付けで依頼のありました試験（分析）の結果は、次のとおりです。

記

1　現品の品名及び数量	
2　依　頼　内　容	
3　試験（分析）結果	

（日本産業規格　Ａ４）

別記第４号様式（第８条関係）

成績書謄本交付申請書

年　　月　　日

北海道知事　様

住　　所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

申請者

氏　　名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

北海道立地域食品加工技術センター条例施行規則第８条第２項の規定により、次のとおり成績書の謄本の交付を申請します。

記

１　成績書の名称	
２　成績書番号及び交付年月日	
３　必要部数	部
４　備考	

（日本産業規格　Ａ４）

第６期　道の事務・事業に関する実行計画

－2026～2040 年度（令和８～22 年度）－

2026 年（令和８年）３月

北　海　道

第６期　道の事務・事業に関する実行計画

（2026 年（令和８年）３月 30 日策定）

道では、2020（令和２）年３月に、2050 年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボン北海道」を目指すことを表明しました。

この実現に向け、道の事務・事業においても、率先して脱炭素化に取り組むこととします。

第１ 基本的事項

１ 計画策定の目的、位置づけ

道では、事務・事業の実施に際し、自ら排出する温室効果ガスの抑制を図るとともに、道民・事業者の取組を促すことを目的とし、「道の事務・事業に関する実行計画」（以下「実行計画」という。）を、第１期（2000（平成 12）年度～）から、第５期（～2030（令和 12）年度）まで策定し、取組を推進してきました。

2025 年（令和７年）２月に決定された「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）」では、2013 年度の排出量を基準とし、2030 年度までに 50％削減するこれまでの目標に加え、2035 年度までに 65％削減、2040 年度までに 79%削減を目指すことを目標としていることから、道の計画についてもこれを踏まえて見直しを行うこととしました。

「第６期実行計画」においては、2050 年までのゼロカーボン北海道を達成するため、全庁をあげて、環境配慮及び脱炭素化の徹底を図ることとします。

なお、「第６期実行計画」は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 21 条第１項に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）として、また、北海道地球温暖化防止対策条例（平成 21 年北海道条例第 57 号。以下「条例」という。）第３条で規定する道の責務中、「事務及び事業に関し、率先して実施する温室効果ガスの排出抑制等のための施策」を具体的に示す計画として、位置づけるものです。

２ 計画の期間

2026（令和８）年度から 2040（令和 22）年度までの 15 年間とします。

３ 計画の基準年度

計画の基準年度を 2013（平成 25）年度とします。

４ 計画の対象範囲

知事部局、教育庁、警察本部、議会事務局、企業局、道立病院局及び各種委員会事務局と出先機関（海外出先機関を除く。）が行う全ての事務・事業（請負業者、委託業者が行う工事等を除く。）を対象とします。

なお、指定管理者制度導入施設も対象とし、指定管理者に対して、必要な温室効果ガスの排出抑制の取組を指示することとします。

また、政府実行計画においては、治安維持や監視取締りといった事業の特性上温室効果ガスの削減が難しいものを対象外としているため、一部の警察車両及び取締船については削減目標の対象外とします。（2026 年（令和８年）改正より基準値見直しを実施）

５ 計画の対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、法第２条第３項に基づき、次のとおりとします。

○ 二酸化炭素（CO_2）
○ メタン（CH_4）
○ 一酸化二窒素（N_2O）
○ ハイドロフルオロカーボン（ＨＦＣ）
○ パーフルオロカーボン（ＰＦＣ）
○ 六ふっ化硫黄（SF_6）
○ 三ふっ化窒素（NF_3）

６ 計画で用いる温室効果ガス排出量の単位等

（１）温室効果ガス排出量の単位は、ｔ-CO_2（二酸化炭素換算）とします。

（２）温室効果ガス排出量の算出に当たっては、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成 11 年政令第 143 号。以下「施行令」という。）に定める排出係数を用います。

（３）このうち電力排出係数については、経済産業省及び環境省が毎年度公表する電気事業者ごとの実排出係数を用います。

電力排出係数は毎年変動があることから、「第４期実行計画」以降、実態に即した温室効果ガス排出量を算出することとしています。

注：電力排出係数：１kWh 当たりの電力量を発電する際に排出される二酸化炭素排出量

第２ 道の事務・事業に伴い排出される温室効果ガスの実態及び削減目標

１ 実行計画の推進状況の概要

（１）第５期実行計画の進捗状況

・ 第５期実行計画の基準年度（2013（平成 25）年度）の温室効果ガス排出量 312,136 トンを、2030（令和 12）年度までに 50%（15.6 万トン）削減する目標に対し、2024（令和６）年度の排出量は 220,940 トンで 29.2%削減しました。

・ ガス別では、二酸化炭素は 310,016 トンから 219,096 トンと 29.3%削減、その他ガスは 2,120 トンから 1,844 トンと 13.0%削減しました。

・ ガス別の構成比では、二酸化炭素が全体の 99.2%と、道の事務事業から発生する温室効果ガスの大部分を占める傾向が続いています。

（表１、表２）

表１　2024（令和６）年度における温室効果ガスの排出状況　　（単位：t-CO_2）

区分			第5期実行計画(2021～2030) 基準年度(2013年度)排出量 A	排出目標	削減目標 削減量	削減目標 削減率(%)	2024年度実績 排出量 B	削減量 (A-B)	削減率(%) (A-B)/A
二酸化炭素(CO_2)	燃料等区分	重油	73,486	59,434	14,052	19.1%	62,737	10,749	14.6%
		電気	186,592	58,248	128,344	68.8%	116,720	69,872	37.4%
		熱供給	3,991	3,991	0	0.0%	3,551	440	11.0%
		ガソリン	17,789	11,359	11,242	63.2%	11,474	6,315	35.5%
		軽油	4,812				2,978	1,834	38.1%
		小計	22,601	11,359			14,452	8,149	36.1%
		灯油	14,546	12,048	2,498	17.2%	11,993	2,553	17.6%
		その他の燃料(ガス等)	8,800	8,800	0	0.0%	9,643	▲843	▲9.6%
	計 ①		310,016	153,880	156,136	50.4%	219,096	90,920	29.3%
その他のガス	メタン(CH_4)		1,021	1,021			1,028	▲7	▲0.7%
	一酸化二窒素(N_2O)		993	993			745	248	25.0%
	ハイドロフルオロカーボン(HFC)		83	83			71	12	14.5%
	パーフルオロカーボン(PFC)						0	0	－
	六ふっ化硫黄(SF_6)		23	23			0	23	－
	三ふっ化窒素(NF_3)		0				0	0	－
	計 ②		2,120	2,120			1,844	276	13.0%
合計(①+②)			**312,136**	**156,000**	**156,136**	**50.0%**	**220,940**	**91,196**	**29.2%**

※端数処理の関係上、内訳と合計数値が一致しない場合があります。

表２　ガス別の構成比等　　（単位：t-CO_2）

区　分	基準年度(2013年度) 排出量	構成比(%)	2024年度 排出量	構成比(%)	削減率(%)
二酸化炭素	310,016	99.3%	219,096	99.2%	29.3
その他ガス	2,120	0.7%	1,844	0.8%	13.0
計	312,136	100.0%	220,940	100.0%	29.2

※端数処理の関係上、内訳と合計数値が一致しない場合があります。

（２）実行計画期間中の温室効果ガス排出量

・　第１期から第５期までの実行計画の温室効果ガス排出量は、表３のとおりです。
・　第５期実行計画では、2024（令和６）年度時点で基準年度比 29.2%の削減となっており、引き続き、省エネ・省資源の取組及び再生可能エネルギー※1の導入など率先した環境配慮、環境負荷低減に努めます。（図１）

表３　実行計画期間中の温室効果ガス排出量

実行計画期間	基準年度	削減目標	排出実績	主な増減の要因
第１期（平成 12～16 年度）	平成 10 年度（1998 年度）	Δ5%	34.8 万トン →38.5 万トン 10.6%増	・パソコンの設置台数増加 ・施設の新築・増築　など
第２期（平成 17～22 年度）	平成 16 年度（2004 年度）	Δ16.5%	38.5 万トン →28.2 万トン 26.7%減	・省エネ型設備・機器の導入 ・ファシリティマネジメント※2による管理コスト縮減 ・庁舎等の集約・転用等 ・札幌医科大学等の独立行政法人化 ・環境管理システム運用による環境配慮行動の定着　など

第３期 （平成 23～27 年度）	平成 21 年度 （2009 年度）	Δ11％	27.1 万t-CO2 →24.1 万t-CO2 11.2％減	・省エネ型設備・機器の導入 ・ファシリティマネジメントによる管理コスト縮減 ・ＥＳＣＯ※3事業による省エネ化 ・職員の環境配慮行動の取組　など
第４期 （平成 28～令和２年度）	平成 26 年度 （2014 年度）	Δ5.4％	29.7 万t-CO2 →25.4 万t-CO2 14.6％減	・省エネ型設備・機器の導入 ・太陽光発電設備など再エネ設備の導入 ・ファシリティマネジメントによる管理コスト縮減 ・ＥＳＣＯ事業による省エネ化 ・職員の環境配慮行動の取組　など
第５期 （令和３～令和 12 年度）	平成 25 年度 （2013 年度）	Δ50％	31.2 万t-CO2 →22.1 万t-CO2 29.2％減 （2024 実績）	・照明の LED 化 ・改築庁舎の省エネ（ZEB）化 ・太陽光発電など再エネ設備の導入 ・公用車の次世代自動車化 ・職員の環境配慮行動の取組　など

注：第１期及び第２期の排出実績は、第２期実行計画の排出係数を用いて算出しています。
　　第３期の排出実績は、第３期実行計画の排出係数を用いて算出しています。
　　第４期、第５期の排出実績は、各年度の排出係数を用いて算出しています。

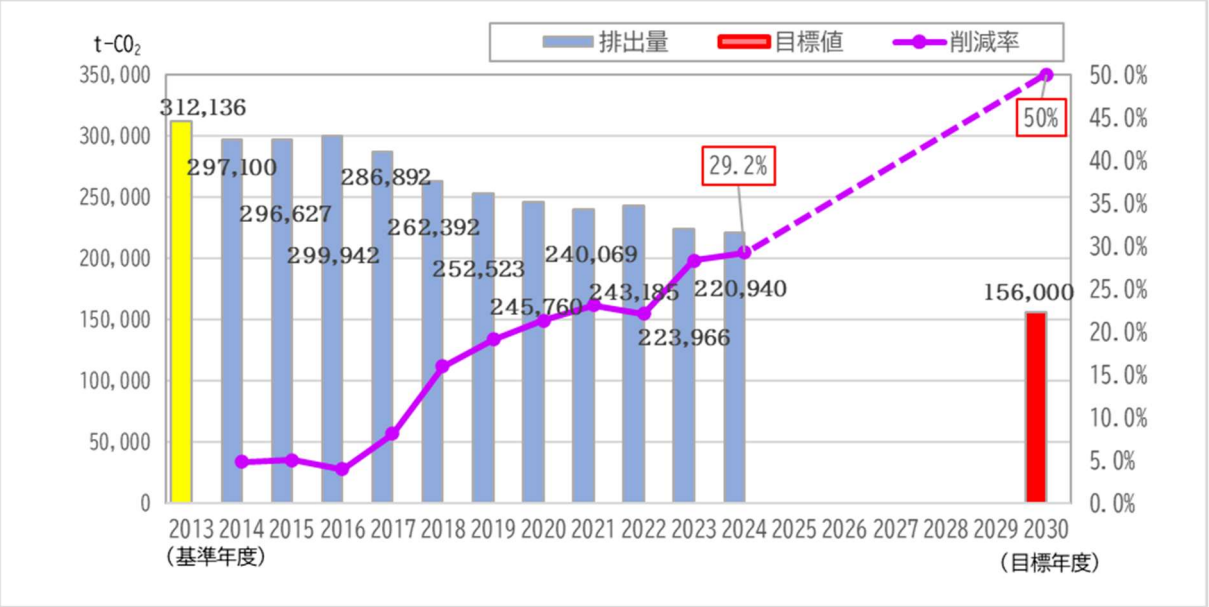

図１　第５期実行計画期間中の温室効果ガス排出量の推移

２　基準年度（2013（平成 25）年度）における温室効果ガスの排出状況

・　道の事務・事業に伴い排出される温室効果ガスの量は、 ガス別では、二酸化炭素が 298,499 トンで、全体の 99.4％を占め、次いでメタンが 987 トン、一酸化二窒素が 706 トン、ハイドロフルオロカーボンが 66 トン、六ふっ化硫黄が 23 トンです。

・　また、二酸化炭素排出量の構成割合は図２のとおりです。

表４　道の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量（2013 年度）

区分			道の事務・事業に伴う排出量		
			基準年度（2013年度）排出量（t-CO_2）	構成比（全体）（%）	構成比（CO_2）（%）
二酸化炭素（CO_2）	燃料等区分	重油	71,321	23.8%	23.9%
		電気	186,592	62.1%	62.5%
		熱供給	3,991	1.3%	1.3%
		ガソリン	11,473	3.8%	3.8%
		軽油	1,776	0.6%	0.6%
		小計	13,249	4.4%	4.4%
		灯油	14,546	4.8%	4.9%
		その他の燃料（ガス等）	8,800	2.9%	2.9%
	計 ①		298,499	99.4%	100.0%
その他のガス	メタン（CH_4）		987	0.3%	
	一酸化二窒素（N_2O）		706	0.2%	
	ハイドロフルオロカーボン（HFC）		66	0.0%	
	パーフルオロカーボン（PFC）		0	0.0%	
	六ふっ化硫黄（SF_6）		23	0.0%	
	三ふっ化窒素（NF_3）		0	0.0%	
	計 ②		1,782	0.6%	
合計（①+②）			**300,281**	**100.0%**	

注１：表４の数値は、「2013 年度の状況」の数値を、施行令の改正（平成 27 年４月１日施行）により変更された排出係数を用いており、また、電力の排出係数については、契約している電気事業者ごとの実排出係数を用いて再算出したものです。
注２：端数処理の関係上、内訳と合計数値が一致しない場合があります。
注３：2013 年度の基準値については、本計画の対象外である取締車両・船舶、委託車両を除外しています。

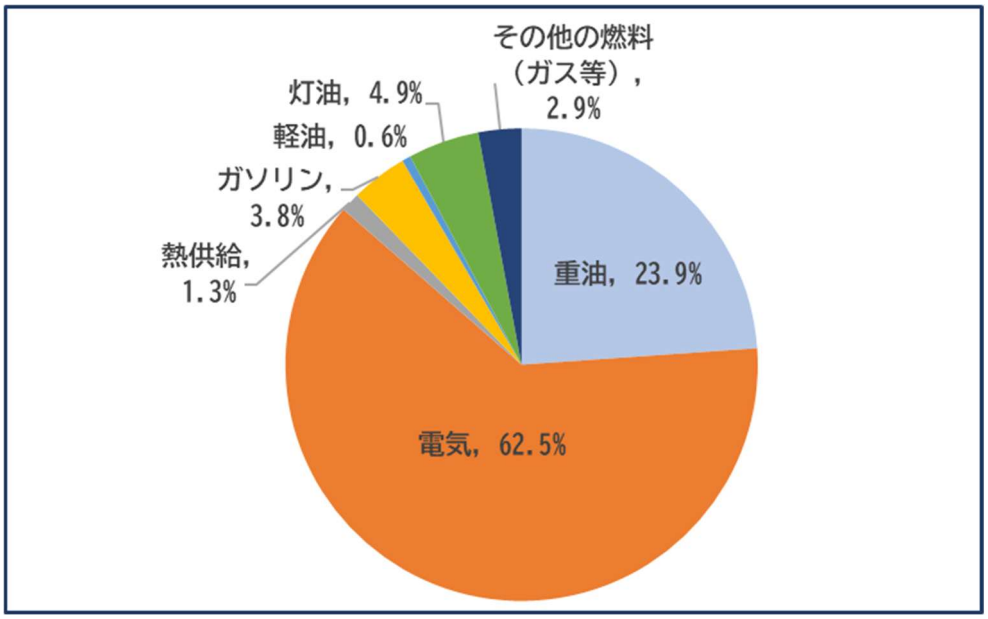

図２　二酸化炭素排出量の構成割合

道の事務・事業における温室効果ガスの主な排出要因は次のとおりです。（表５）

表５　温室効果ガスの主な排出要因

排出要因	排出する温室効果ガス
施設の電力使用	二酸化炭素
道道ロードヒーティングによる電力、ガス使用	二酸化炭素
ボイラー使用などによる重油、灯油、ガス使用	二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素
自動車等機器類によるガソリン、軽油使用	二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素

３　削減目標

2030（令和 12）年度における温室効果ガス排出量を、2013（平成 25）年度の排出量に比べ、 150,140 トン（50%）削減します。

さらに、政府実行計画を踏まえて 2035（令和 17）年度には 65%削減、2040（令和 22）年度には 79%削減することを目標とする。

年　度	排出量	削減目標
基準年（2013 年度）実績	300,281(t-CO2)	－
2030 年度目標値	150,140(t-CO2)	50%
2035 年度目標値	105,098(t-CO2)	65%
2040 年度目標値	63,059(t-CO2)	79%

〔2030 年までの削減目標の内訳〕

燃料等区分	削減目標	主な取組内容
電　気 その他の取組	127,920（42.6%）	再エネ設備の導入、再エネ電力の調達、照明設備や冷暖房機器の高効率化及び適正管理、省エネ行動の実践など
重　油	13,513（4.5%）	設備の高効率化、冷暖房機器の適正管理など
ガソリン・軽油	6,306（2.1%）	次世代自動車※4導入、エコドライブ
灯　油	2,402（0.8%）	省エネ・再エネ設備の導入、給湯、暖房の設定温度管理

※緊急車両等を対象外としたため、構成比を勘案して目標を再設定しています

[設定の考え方]

- 削減目標については、これまでの削減率や省エネ行動等の取組状況を踏まえ、道における率先的な取組を促進するため、2013（平成 25）年度を基準とし 2030 年度までに「50.0%」、2035 年度までに「65%」、2040 年度までに「79%」の削減を目指すこととし、省エネ・再エネ設備、次世代自動車の積極的な導入や、再生可能エネルギー電力（以下、「再エネ電力」という。）の調達のほか、省エネ、省資源の取組を強化することにより達成を目指します。
- 公用車（乗用車）における次世代自動車の導入率を 100%とすることや、太陽光などの発電施設の経済性を踏まえた導入促進、施設・設備の高効率化等の促進、さらに道有施設の使用電力について、再エネ電力を調達するなどにより、削減目標を達成することとし、個別の数値目標については、政府実行計画の目標値を指針として設定しています。
- この目標に限らず、施設が立地する市町村において、地方公共団体実行計画（区域施策編）による削減目標が定められている場合は、いずれか高い方の削減目標の達成を目指すこととします。

第３　目標達成に向けた具体的な取組

１　電力使用等による排出量の削減の取組

温室効果ガス排出量のうち排出量が最も多い二酸化炭素の削減に重点的に取り組むこととし、なかでも、電気使用による排出量が約 55%（R6 実績）を占めていることを踏まえ、道における環境配慮契約への対応方針に基づき全庁的に電力排出係数や再生可能エネルギーの導入率等を考慮した電力調達を行うなど、更なる排出量削減に取り組むとともに、再生可能エネルギーの調達にあたっては、法令に違反する発電施設で発電された電力の調達を避けることとします。

また、再生可能エネルギー導入率の目標としては、2030 年度に調達電力の 60%、その後は更なる脱炭素由来電力の調達に努めます。

２　道有施設及び公用車の取組

庁舎の維持管理や施設・設備の新築・改修及び運用改善に当たっては、庁舎や組織の目的・機能の円滑な遂行を基本としながら、費用対効果を踏まえ、長期的な環境負荷低減の視点に立って取り組むこととし、施設や設備、公用車について、環境に配慮したものに転換を図るとともに、再生可能エネルギーの積極的導入に努めるよう、関係部局が連携を図りながら推進します。

（１）新築・改修時等の省エネ対策・再エネ導入等

① 「道有施設の脱炭素化指針」に基づき、高断熱・高気密化や、空調、換気、照明設備などの高効率化などによるエネルギー消費量の削減を行うこととし、新築・改築・増築を行う施設については BEI を 0.5 以下（ZEB Ready 相当）を原則とし、長寿命化改修を行う施設は BEI を 0.8 以下とすることを目指す。

また、庁舎等の照明に関しては 2030 年度までに 100%ＬＥＤ化を目指すこととする。

② 「北海道地域材利用推進方針」に基づき、整備する公共建築物については、コストや技術の面で困難であるものを除き、原則として木造化を図るものとする。また、中高層・低層にかかわらず、内装等の木質化が適切と判断される部分の木質化を図るものとする。

③ 太陽光発電設備などの再生可能エネルギー設備の導入を経済性を踏まえて促進することとし、新築・改築・増築を行う場合は太陽光発電設備の設置を原則とする。また、2030 年度までに設置可能な施設の 50%、2040 年度には 100%設置することを目指す。なお、導入にあたっては PPA モデル※5 の活用も検討するほか、壁面等への導入が可能となるペロブスカイト太陽電池の導入についても社会実装の状況を踏まえながら検討する。

④ 地中熱、太陽熱、バイオマス熱や雪氷熱等の再生可能エネルギー熱の利用、蓄電池やコージェネレーションシステムの導入などエネルギーの有効利用について検討する。

（２）施設・設備等の運用改善等

① エレベーターの運行の最適化

② 道道のロードヒーティングの適切な管理

③ 庁舎内における冷暖房の設定温度の適切な管理（冷暖房温度・時間の最適化）

④ ファシリティマネジメントによる道有施設等の適切な管理の推進（インハウスエスコ※6 の実施など）

⑤ ガス給湯器等の効率的な使用（給湯温度の適正管理、給湯・手洗い時等の節水）

⑥ ブラインドの活用による窓からの太陽光や冷気の遮断及び暖気の放出防止

（３）公用車からの排出量削減

① 次世代自動車の積極的導入

公用車の更改や新規購入に当たっては、道のグリーン購入基本方針に基づき、電気

自動車や水素燃料自動車などの次世代自動車の導入を基本とし、乗用自動車については2030年度には次世代自動車の導入率を100%とする。
② 公用車の適正な使用（整備点検の励行、適切な運行管理など）
③ エコドライブの実践（適正空気圧、急発進・空ぶかしの抑制、駐停車時のアイドリングストップ、安定走行、定速走行など）及び駐車場におけるアイドリングストップを行う旨を表示した看板の設置等による周知
④ 公用車利用の効率化（公共交通機関の積極的な利用や自転車の活用の推進など）
⑤ 公用車の共用化や台数の最適化について検討し、車両台数を最小限とする

（４）その他

① 燃料使用からの温室効果ガス削減に向けて、カーボンニュートラルな燃料へ転換する取組等を推進
② 中長期的な森林吸収量の確保を図るため、道有林の適切な整備や管理・保全等を実施する。
③ 敷地内の緑化の推進

３　職場・職員の率先行動

日常業務の中で、職場全体として、また、職員一人ひとりの実践が求められる省エネ、省資源の取組については、全ての職場、全職員での確実な率先実行の徹底を図ります。

① 照明時間の短縮（昼休みの消灯、会議室・給湯室・トイレ等は使用時のみ点灯、定時退庁日の徹底など）
② 必要な箇所のみの点灯（蛍光灯管数等の減灯、日中窓際の消灯、時間外勤務時は必要な箇所以外は消灯）
③ パソコンの省電力機能の活用（昼休みや長時間席を離れる際などは業務に支障のない範囲で電源オフ又はスリープモードに設定）
④ コピー機等ＯＡ機器の省電力機能の活用
⑤ エレベーターの利用の自粛（３階程度の昇降は階段を利用）
⑥ 冷蔵庫等家電製品の必要な場所以外での原則使用中止
⑦ テレワーク、Web会議システム等の効果的な活用
⑧ 執務室における年間を通した働きやすい服装（ナチュラルビズスタイル）による執務の励行

４　省資源に向けた取組

（１）紙使用量の削減

① 両面コピーの徹底
② 資料の簡素化・共有化
③ 電子メールの利用によるペーパーレス化
④ ミスコピーの防止
⑤ 紙の裏面活用、使用済みファイルや封筒などの再使用
⑥ 総合文書管理システムによる電子決裁、電子施行の利用促進　など

（２）節水

① トイレ、給湯室など水使用量の削減（節水コマの取り付けによる流水量の調節、手洗い時等における必要以上の水の出しっぱなしの禁止など）
② 公用車などの洗車方法の改善（回数、方法など）
③ 節水型機器の導入　など

（３）　プラスチック製品の使用の削減

① 庁内や周辺のコンビニエンスストア等でのレジ袋の受け取りの辞退、マイバックの持参
② 道主催の会議における、ペットボトルやプラスチックカップ・ストローなど、ワン

ウェイのプラスチック製品の使用の自粛
③ 職場や日常における、ペットボトルを使用せず、マイボトルを持参するなど、不必要なワンウェイのプラスチック製品の使用の自粛

５　ごみ（廃棄物）の３Ｒ及び適正処理の取組

① 廃棄物の発生抑制につながる物品や再生品の購入
② 物品の長期使用、共有物品の一括管理
③ 庁内不用品を庁内で再利用するため「庁内遊休物品登録制度」や電子掲示板の有効活用
④ 使用後に、回収及び再使用、再生利用システムのある物品の購入
⑤ 特定家庭用機器再商品化法など個別リサイクル法に基づく処理、古紙の分別などによるリサイクル率の向上
⑥ 分別排出の徹底（分別回収ボックスの設置など）

６　フロン類の適正管理の取組

① フロン排出抑制法に基づく対象機器の簡易点検及び定期点検等の実施
② 関係法令に基づくフロン類使用機器の適切な廃棄

７　環境配慮契約等の取組

① 環境配慮契約法の趣旨を踏まえ策定した「道における環境配慮契約への対応方針」に基づく取組の推進及び拡大
② グリーン購入の推進（「北海道グリーン購入基本方針」に基づき毎年度定める環境物品調達方針により、環境負荷の低減に資する物品の購入・使用）　など
③ 公共土木工事等における北海道認定リサイクル製品や道産間伐材等の利用推進
④ 道産木材製品の購入による地材地消の取組の推進

８　環境に配慮したイベントの推進

① 「北海道エコイベント指針※7」に基づいた環境配慮
② グリーン電力証書の活用などイベントにおけるカーボン・オフセット※8の実施

９　研修・普及啓発の取組

① 電子掲示板等を活用し、温室効果ガスの排出抑制に向けた職場や職員一人ひとりの取組について随時、周知・徹底
② 職員への地球温暖化防止に関する研修の実施や情報の提供
③ 来庁者や道の施設の利用者への地球温暖化防止に関する取組の普及啓発
④ 売店・食堂・清掃委託など庁内に常駐する業者や委託業務の受託者、指定管理者等への、温室効果ガスの排出抑制に向けた自主的な取組の要請　など

第４　推進体制、点検方法、計画の見直し及び公表

第６期実行計画の推進に当たり、ＰＤＣＡサイクル（計画（Ｐｌａｎ）－実施（Ｄｏ）－点検（Ｃｈｅｃｋ）－見直し（Ａｃｔｉｏｎ））によって、道の事務・事業による環境への影響を継続的に改善します。

１　推進体制

（１）経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン戦略課に実行計画の推進責任者(地球温暖化対策担当課長)及び推進事務局を置き、実行計画の進行管理を行います。
（２）推進事務局は、各所属において職場実態に応じた取組など職員一人ひとりが環境配慮意識をもって実行計画に取り組むよう啓発に努めます。
（３）実行計画の目標達成に向けた具体的取組の推進に当たっては、ゼロカーボン北海

道推進本部プロジェクトチームにおける検討など、全庁で環境配慮行動の率先実行を図ります。

２　点検方法

推進責任者は、毎年度、各部局ごとの取組状況及び温室効果ガス排出量を取りまとめ、ゼロカーボン北海道推進本部へ報告し、点検します。また、各部局ごとの「推進状況シート」を作成し、次年度以降の取組目標を記載して、削減目標の達成に向けた取組を促すこととします。

３　計画の見直し

計画策定後５年程度経過した時点を目処に、計画内容の見直しを行うこととします。

また、幹事会の点検を受けて、温室効果ガス排出量の動向や削減に向けた取組状況のほか、道の事務・事業に関わる状況の変化等を踏まえ、必要に応じ計画の内容の見直しを行います。

４　公表

道の全ての機関における温室効果ガス排出量及び取組状況などを、毎年度、環境白書や道のホームページ等により公表します。

［用語解説］

※１　再生可能エネルギー

太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス、太陽熱、雪氷など、自然の作用により絶えず補充されるエネルギー源。

※２　ファシリティマネジメント

土地・建物・設備といったファシリティを対象として、経営的な視点から設備投資や管理運営に要するコストの最小化や施設効用の最大化を図るため、総合的・長期的視点から企画・管理・活用する経営管理活動。

※３　ＥＳＣＯ（エスコ）

Energy Service Company の略で、省エネルギーを民間の企業活動として行い、事業者が顧客に省エネルギーサービスを包括的に提供するビジネス。

具体的には、ＥＳＣＯ事業者が顧客に対して省エネルギー方策の提案及び施設改修を行い、顧客は後年度の経費削減額の一定割合をＥＳＣＯサービス料として当該ＥＳＣＯ事業者に支払う。

※４　次世代自動車

ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車等。

※５　ＰＰＡモデル

事業者が需要家の屋根や敷地に太陽光発電システムなどを無償で設置・運用して、需要家が発電した電気を設置した事業者から購入し、電気使用料を事業者に支払うビジネスモデル等を想定している。需要家の太陽光発電設備等の設置に要する初期費用がゼロとなる場合もあるなど、需要家の負担軽減の観点でメリットがあるが、当該設備費用は電気使用料により支払うため、設備費用を負担しないわけではないことに留意が必要。

※６　インハウスエスコ

組織内の技術部門が自らエスコ事業的な取組を行うもので、道有建築物等の電気・機械設備等に係る改修や運用方法の改善等により、エネルギー消費量及び光熱費を縮減し環境負荷の低減と運営コストの縮減を図ることを目的とする。

※７　北海道エコイベント指針

環境に配慮した地域づくりに向けて、イベントの開催に伴う環境負荷の低減を図るとともに、エコイベントの開催を通じて北海道環境宣言で示した環境行動を促進していくため策定した指針。

※８　カーボン・オフセット

日常生活や経済活動において避けることができないＣＯ２等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせること。